

注 記

1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
 - ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
 - ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
 - ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法
なお、償却資産に係る耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従うこととしています。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法
 - ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に運用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
 - ② 徴収不能引当金
長期延滞債権、長期貸付金及び未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
 - ③ 退職手当引当金
当年度末において在籍する一般職及び特別職における自己都合要支給額を計上していません。本市は退職手当組合に加入していますので、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち登米市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。
 - ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。本市において損失補償等引当金はありません。
 - ⑤ 賞与等引当金
在籍者に対する翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- (5) リース取引の処理方法
 - ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (6) 資金収支計算書における資金の範囲
現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（登米市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
- ・ 物品の計上基準
物品は、取得価額が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
- 2 重要な後発事象
該当する事象はありません。
- 3 偶発債務
- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し保証を行っているものについては、該当ありません。
- (2) 係争中の訴訟等
係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものについては、該当ありません。
- 4 追加情報
- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
- 一般会計
 - 土地取得特別会計
- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の係数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- | | |
|----------|-------|
| 実質赤字比率 | — |
| 連結実質赤字比率 | — |
| 実質公債費比率 | 9.0% |
| 将来負担比率 | 63.3% |
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額（一般会計のみ計上）
- | | |
|--------|-------------|
| ・繰越明許費 | 1,320,026千円 |
| ・逐次繰越 | 430,905千円 |
| 合計 | 1,750,931千円 |
- ⑥ 過年度修正等に関する事項
過年度の固定資産台帳に未登録・登録区分誤り等の資産があったため、本年度において修正を行っています。
この修正により、本年度の貸借対照表において、固定資産が1,872万円減少し、純資産変動計算書において無償所管換等に同額計上されています。
- (2) 貸借対照表に係る事項
- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
- ア 範囲
普通財産のうち活用が図られていない公共資産
- イ 内訳
- | | |
|--------|--------------|
| 事業用資産 | 10,189,370千円 |
| ----- | |
| 土地 | 9,190,788千円 |
| 建物 | 998,582千円 |
| インフラ資産 | 12,772千円 |
| ----- | |
| 土地 | 12,772千円 |
| ----- | |
- 令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。
- ② 減債基金に係る積立不足額
本市において積み立て不足はありません。
- ③ 基金借入金（繰替運用）
本市において基金借入金（繰替運用）はありません。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------------|--------------|
| 標準財政規模 | 26,590,234千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 4,738,402千円 |
| 将来負担額 | 73,693,345千円 |
| 充当可能基金額 | 11,198,865千円 |
| 特定財源見込額 | 684,773千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 47,973,750千円 |
- ⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
令和6年3月31日時点 12,948千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 基礎的財政収支
- | | |
|---------------------|--------------|
| ・業務活動収支 (A) | 3,940,086千円 |
| ・支払利息支出 (B) | 125,327千円 |
| ・投資活動収支 (C) | △1,697,077千円 |
| ・基金積立金支出 (D) | 2,002,269千円 |
| ・基金取崩収入 (E) | 2,956,138千円 |
| 基礎的財政収支 (A+B+C+D-E) | 1,414,467千円 |
- ② 既存の決算情報との関連性
- 歳入歳出決算書
- | | |
|--------|----------------|
| 収入（歳入） | : 46,770,265千円 |
| 支出（歳出） | : 45,498,331千円 |
- 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額
- | | |
|--------|-------------|
| 収入（歳入） | : 254,825千円 |
| 支出（歳出） | : 254,825千円 |
- 繰越金に伴う差額
- | | |
|--------|-------------|
| 収入（歳入） | : 746,112千円 |
| 支出（歳出） | : 一千円 |
- 資金収支計算書
- | | |
|--------|----------------|
| 収入（歳入） | : 46,360,904千円 |
| 支出（歳出） | : 46,343,617千円 |

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計）の分だけ相違します。歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分も相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	3,940,086千円

投資活動収入の国県等補助金収入	231,158千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	1,036,402千円
減価償却費	△4,376,412千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△48,567千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△61,920千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△2,685千円
資産除売却益（損）	△61,412千円
純資産変動計算書の本年度差額	△656,650千円

- ④ 一時借入金
資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
なお、一時借入金の限度額は15億円です。
- ⑤ 重要な非資金取引
本市において重要な非資金取引はありません。